



平成 21 年 3 月 2 日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
(コード番号2369:東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 門井 豊
(Tel: 03 - 6744 - 2882)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年3月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年3月27日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第5条の発行可能株式総数を700,000株に変更するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、端株、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式及び端株 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>350,000株</u>とする。 (株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人) 第8条 当社は、<u>株式及び端株につき株主名簿管理人を置く。</u> 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第9条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>700,000株</u>とする。 (削除) (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 (削除) (株式取扱規程) 第8条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第<u>10</u>条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項にかかわらず、基準日後定時株主総会までに発行又は処分された株式を取得した者に対して議決権を付与することができる。 3. 第1項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日の最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者<u>及び端株主</u>とすることができる。 第<u>11</u>条～第<u>41</u>条(条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設)	(基準日) 第<u>9</u>条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項にかかわらず、基準日後定時株主総会までに発行又は処分された株式を取得した者に対して議決権を付与することができる。 3. 第1項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができる。 第<u>10</u>条～第<u>40</u>条(現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 27 日

以 上